

林業経営体に関する情報の登録・公表制度に係る質疑応答集

平成30年8月
福岡県農林水産部林業振興課

- Q 1 制度の目的は何ですか。 . . . P 1
- Q 2 林業経営体にとっての登録・公表のメリットは何ですか。 . . . P 1
- Q 3 認定事業主との違いは何ですか。 . . . P 1
- Q 4 申請できる経営体はどのような経営体ですか。 . . . P 1
- Q 5 申請はいつでも出来るのですか。 . . . P 1
- Q 6 登録されない場合がありますか。 . . . P 2
- Q 7 登録の有効期間は、何年ですか。 . . . P 2
- Q 8 新たに起業して素材生産業を行いたいと思っておりますが、申請
できますか。 . . . P 2
- Q 9 一度登録を取り消された場合、再度登録はできますか。 . . . P 2
- Q 1 0 県が登録・公表するということは、登録・公表された林業経営
体にお墨付き（格付け）を与えるのですか。 . . . P 2
- Q 1 1 登録・公表された林業経営体が不祥事を起こした場合、評定が
低いなどから損害を受けた場合は、県が責任を負うのですか。 . . . P 3
- Q 1 2 評定対象事業を行っていない経営体、事業実績がない新規参入
経営体等については、評定を受けることができないため事業の受
注に際し不利益を受けるのではないですか。 . . . P 3
- Q 1 3 森林経営計画制度が始まり、実態上、森林経営計画作成者が事
業主体となり、またその者が事業の実行者となるので、経営体の
登録・評価をしても、森林所有者の事業実行者を選択するという
行為が発生しないので登録・評価の意味がないのではないですか。 . . . P 3

Q 1 制度の目的は何ですか。

森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体自らが進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的として、林業経営体の登録・公表制度に取り組むこととしたものです。

Q 2 林業経営体にとっての登録・公表のメリットは何ですか。

評価結果等の情報を公表することで、森林所有者等からの信頼、新たな受注の機会の確保等ができるものと考えます。

また、県が発注する森林整備工事の競争入札参加者の選定に当たっての選定基準になります。

Q 3 認定事業主との違いは何ですか。

認定事業主制度は、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に進め、森林施業を的確に実施する能力を有するものと都道府県知事が認定する者に対し、各種の支援措置を講じ、その育成・強化を図るものです。

これに対して、本登録公表経営体制度は、林業経営体の登録情報の公表・情報共有により森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体自らが進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的としています。

なお、認定事業主については、認定申請書類の情報の多くが本登録公表経営体制度に活用できることから、登録手続きの簡素化等の措置をとっています。

Q 4 申請できる経営体はどのような経営体ですか。

県内に事業所がある造林業、育林業又は素材生産業を営む者です。

法人か個人（一人親方）かは問いません。

Q 5 申請はいつでも出来るのですか。

登録申請の受付は、随時行うこととしています。

Q 6 登録されない場合がありますか。

あります。林業経営体に関する情報の登録・公表要領（平成24年3月30日23林振第3039号（以下、「要領」という。））第4で規定するとおり、知事が別に定める基準に適合しない場合です。

Q 7 登録の有効期間は何年ですか。

5年です。

ただし、認定事業主が、要領の規定に基づき記載及び添付書類を省略して登録申請を行った場合は、認定事業主が作成している改善計画と同期間となります。

Q 8 新たに起業して素材生産業を行いたいと思っておりますが、申請できますか。

できます。

なお、新たに起業した事業者で、納税証明書や社会・労働保険等の加入証明が添付できない場合は、後日報告を求めることがあります。

Q 9 一度登録を取り消された場合、再度登録はできますか。

できます。

Q 10 県が登録・公表するということは、登録・公表された林業経営体にお墨付き（格付け）を与えるのですか。

県が行う成績評定は、林業経営体が行った森林整備事業について客観的に評定するもので、その評定結果を林業経営体が登録情報として申請し、これを公表する仕組みです。

この公表により、林業経営体に登録情報の内容を高めようとするインセンティブを働かせ、森林整備の品質確保、林業経営体間の適正な競争、雇用管理能力の向上等が促進されるものと考えており、県が林業経営体にお墨付き（格付け）を与えるために行うものではありません。

Q 1 1 登録・公表された林業経営体が不祥事を起こした場合や評価が低いなどから損害を受けた場合は、県が責任を負うのか。

特に責任を負うものではありません。

登録・評価の仕組みにおける経営体情報の登録・公表は、法令に基づくものではなく、また、あくまで任意（経営体からの登録申請方式）であって義務を課すものではなく、その中の評価結果は事業実行者の選択にあたっての参考情報にはなるものの、これによって経営体の権利を制限するものでもありません。

Q 1 2 評価対象事業を行っていない経営体、事業実績がない新規参入経営体等については、評価を受けることができないため事業の受注に際し不利益を受けるのではないですか。

事業実績による技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるようにするものが「登録・評価の仕組み」です。

事業実績のない新規参入者については、事業実績以外での技術力（技術者・技能者数や林業機械の保有状況等）や信頼性・社会性（雇用管理等の状況や地域精通度等）等を適切に評価することにより、必ずしも不利になるものではないと考えます。

Q 1 3 森林経営計画制度が始まり、森林所有者から経営委託を受けた森林経営計画作成者が事業主体となる場合、経営体の登録・評価をしても、森林所有者の事業実行者を選択するという行為が発生しないので登録・評価の意味がないのではないですか。

森林所有者（法人を含む）が森林経営計画を作成し自ら実作業を実施する場合は、評価の対象外です。

また、森林経営の受託者が事業主体の場合は、自ら（直営）実行することも選択の一つであり、森林所有者に選択理由（なぜ外注しなかったのか）を説明する必要がありますので登録・評価の取組は必要と考えます。